

大塚産業マテリアル株式会社

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が就業を継続し、労働者すべてが活躍できる雇用環境の整備を行なうため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年 4月 1日 ～ 令和8年 3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：フルタイム労働者の平均所定外労働時間を9時間以内とする

<取り組み>

- 令和6年4月～ 毎月の所定外労働時間の見える化
- 令和6年9月～ 年間を通じた業務内容からの改善検討
- 令和7年4月～ 時間外勤務の月末予測が多い労働者に対する働きかけ

目標2：年次有給休暇の取得率を60%以上とする

<取り組み>

- 令和6年4月～ 部門ごとに取得目標を設定し、周知をする
- 令和6年9月～ 上長から取得を促すなど取得しやすい職場環境に努める
- 令和7年4月～ 年間を通じて取得計画の策定

目標3：女性労働者を対象とした、結婚・出産後も継続就労できるキャリア形成支
援のための研修機会を設ける

<取り組み>

- 令和6年10月～ ロールモデルを示したキャリア形成アンケート
- 令和6年10月～ 女性キャリアアップセミナー等の斡旋
- 令和7年 4月～ 女性活躍に関する男性管理職向け研修